

検査結果書

浄化槽番号 1911102

富山市総曲輪2-1-3

環境 太郎 様



公益社団法人

〒930-0083

富山市総曲輪2-1-3
富山商工会議所ビル甲館7階

富山県浄化槽協会
TEL 076-421-1208

浄化槽法第11条による浄化槽の法定検査の結果について通知します。

検査日 平成27年 2月12日

検査員 輝希 一郎

設置者	[住所] 富山市総曲輪2-1-3 [名称] 環境 太郎		
建物名	[住所] 富山市総曲輪2-1-3 [名称] 環境 太郎		
設置年月日		放流先	用排水路
使用開始日	平成25年10月 1日	処理性能	20 mg/l
建物の用途	住宅	種類	合併
設計(メーカー)	A B C環境工業株	構造	新構造
工事業者		処理方式	生物濾過方式
管轄	富山市保健所	三次処理	無
設置番号	1911102	補助金	無
処理対象人員	7 人槽	実使用人員	3 人

外観検査

外観検査の項目に異常は認められません。

水質検査

水素イオン濃度指数(pH)	7.0	汚泥沈殿率(SV)	**** %
透視度(Tr)	50< cm(度)	塩化物イオン濃度(Cl ⁻)	**** mg/l
溶存酸素量(DO)	5.0 mg/l	亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	+
残留塩素濃度(Cl ₂)	0.5 mg/l (検出あり)	気温	10.0 °C 水温 10.0 °C

生物化学的酸素要求量(BOD) 10 mg/l (処理性能 20mg/l 以下でした)

書類検査

保守点検の実施者	A B C環境工業株	保守点検の回数	4回/年
清掃の実施者	A B C環境工業株	前回の清掃月	平成26年10月

総合判定

イ. 適正である。

所見及び留意事項

検査の結果、維持管理の状況に異常が認められませんでした。今後も適切な維持管理に努めてください。

この結果書は3年間保存してください。



分類番号

検査済証No. 200000

◆◆◆検査結果書の解説◆◆◆

1. 外観検査

検査対象の浄化槽について、設置状況や維持管理状況を検査するほか、浄化槽内部の目視による検査を行います。各検査項目に異常が認められないかどうかを確認し、「良」、「可」、「不可」の3段階に分けて判断します。「可」または「不可」と判断された項目については、外観検査の欄に検査項目名を記入します。第7条検査では、主として、構造や施工が法律の基準に従って適切に行われているか否かについて検査するほか、設備の能力や稼働状況などについても検査します。また、第11条検査では、主として維持管理が基準に従って適切に行われているか否かについて検査するほか、使用状況などについても検査します。

2. 水質検査

◆水素イオン濃度指数（pH）

浄化槽で処理された水（放流水）は、微生物による生物酸化の進行でpH6.0～7.5の範囲内の場合が多く見られます。

実際の使用人員が、処理対象人員に比べ著しく少ない場合や酸性洗剤を多く使用された時は、pHが低くなることがあります。

また、アルカリ洗剤を多く使用された時は、pHが高くなることがあります。

◆透視度（Tr）

浄化槽の放流水の清澄度合いを表す指標です。放流水の水質の良否をおおまかに判断することができ、透視度の数値が大きいほどきれいで澄んでいることを表しています。

◆溶存酸素量（DO）

水中に溶存している分子状の酸素の量のことです。水温や塩分濃度などに大きく影響されます。

特に、浄化槽では、好気性微生物の活動や有機物の分解によって溶存酸素が消費され、DOが著しく低くなると嫌気性の状態となり、放流水の水質の悪化や悪臭の原因になります。

◆残留塩素濃度（Cℓ₂）

浄化槽の放流水は、公衆衛生上の安全確保を図るために消毒が義務付けられています。通常は、塩素剤による消毒が行われており、「検出あり」と記載されている場合は特に問題はありません。「検出しない」と記載されている場合は、速やかに消毒する必要があります。

◆生物化学的酸素要求量（BOD）

水質の汚れ具合を表す最も一般的な指標で、浄化槽の放流水の汚れ具合を数値で表したものです。

水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量で、汚れた水ほどBODの数値は大きくなります。逆に、きれいな水ほど数値は小さくなります。

●汚泥沈殿率（SV）

活性汚泥方式の浄化槽において、ばっ氣槽等の混合液の沈殿した汚泥容量のことです。

全ばっ氣方式や長時間ばっ氣方式の浄化槽の清掃時期の判断に役立ちます。

参考値

●塩化物イオン濃度（Cℓ⁻）※(注)合併処理浄化槽では、検査対象外の項目です。

し尿に含まれる塩化物イオンが洗浄水によってどの程度希釈されているかを表す指標です。単独処理浄化槽では、塩化物イオン濃度の数値が大きい場合は洗浄水の量が少ないと、放流水の水質の悪化や悪臭の原因になることがあります。

●亜硝酸性窒素（NO₂-N）

浄化槽内の水が好気性に保たれているか否かの指標になります。「+」または「-」で表示します。

3. 書類検査

浄化槽の管理者には、保守点検及び清掃の記録票の保存が義務付けられています。検査では、記録票の保存の有無について検査します。また、それらの記載内容を参考にして、保守点検及び清掃が法律の基準に従って実施されているか否かについて検査します。

4. 総合判定

イ. 「適正である。」

浄化槽の設置及び維持管理について、問題がないと認められる場合。

ロ. 「おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。」

浄化槽の設置及び維持管理について、一部改善することが望ましい場合、または、今後の経過を注意して観察する必要がある場合。

ハ. 「不適正である。」

浄化槽の設置及び維持管理について、改善を必要とする場合。

● 水質検査項目の判断方法

検査項目	種類	処理性能(BOD)	良	可	不可
pH	全て	—	5.8～8.6	「良」及び「不可」以外	3未満または10超
透視度	単独	90mg/l以下	7cm以上	「良」及び「不可」以外	4cm未満
	合併	60mg/l以下	10cm以上	「良」及び「不可」以外	5cm未満
	単独	30mg/l以下	15cm以上	「良」及び「不可」以外	12cm未満
	合併	20mg/l以下	20cm以上	「良」及び「不可」以外	15cm未満
溶存酸素量	単独	—	0.3mg/l以上	0.3mg/l未満	検出しない
	合併	—	1.0mg/l以上	0.1mg/l未満	
残留塩素濃度	全て	—	検出あり	—	検出しない
BOD	単独	90mg/l以下	90mg/l以下	「良」及び「不可」以外	120mg/l超
	合併	60mg/l以下	60mg/l以下	「良」及び「不可」以外	80mg/l超
	単独	30mg/l以下	30mg/l以下	「良」及び「不可」以外	40mg/l超
	合併	20mg/l以下	20mg/l以下	「良」及び「不可」以外	30mg/l超
SV	単独	—	10～60%	10%未満	著しく高い
	合併	—	10%以上		
塩化物イオン濃度	単独	—	90～140mg/l	「良」及び「不可」以外	270mg/l以上

● 各検査項目の判断方法

① 「良」……望ましい状態にある。または、異常が認められない。

② 「可」……一部望ましくない状態または異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な程度の状態であり、処理機能等に影響を与えるおそれがある。

③ 「不可」……望ましくない状態または異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。